

裁決の公告

東京弁護士会が令和 7 年 3 月 18 日に告知した同会所属弁護士佐藤大和会員（登録番号 44196）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和 8 年 4 月 14 日、弁護士法第 59 条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月 18 日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第 3 条第 2 号の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 18 日 日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が令和 7 年 3 月 18 日に告知した同会所属弁護士望月宣武会員（登録番号 37278）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和 8 年 4 月 14 日、弁護士法第 59 条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月 20 日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第 3 条第 2 号の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 20 日 日本弁護士連合会

裁決の公告

熊本県弁護士会が令和 7 年 3 月 24 日に告知した同会所属弁護士西田幸広会員（登録番号 42431）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和 8 年 4 月 14 日、弁護士法第 59 条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は同月 20 日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第 3 条第 3 号の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 20 日 日本弁護士連合会

公示送達

堀晴美氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第 12 条第 3 項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和 8 年 5 月 14 日の翌日から起算して 14 日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会懲戒委員会 2026 年懲（審）第 8 号審査請求事案の審査開始通知書
令和 8 年 5 月 14 日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項の規定により次の免許状は失効した。

令和 8 年 5 月 14 日 岩手県教育委員会

- 1 氏名 千葉 智喜 本籍地 岩手県
免許状の種類（教科）、番号
(1) 小学校教諭一種免許状
令 5 小一第 29 号
(2) 中学校教諭一種免許状（保健体育）
令 5 中一第 115 号
(3) 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
令 5 高一第 166 号
授与年月日 令和 6 年 3 月 22 日
授与権者 秋田県教育委員会
失効年月日 令和 7 年 12 月 22 日
失効の事由
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号ハ）該当

- 2 氏名 佐々木智仁 本籍地 宮城県
免許状の種類（教科）、番号
(1) 中学校教諭一種免許状（技術）
平 6 中 1 第 381 号
(2) 高等学校教諭一種免許状（農業）
平 6 高 1 種第 511 号
授与年月日 平成 7 年 3 月 23 日
授与権者 岩手県教育委員会
失効年月日 令和 8 年 4 月 14 日
失効の事由
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 1 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項の規定により次の免許状は失効した。
令和 8 年 5 月 14 日 京都府教育委員会

- 1 失効した免許状の氏名、本籍地、失効年月日、種類、番号、授与年月日、授与権者
平田 涼也、香川県、令和 8 年 3 月 31 日
(1) 中学校教諭一種免許状、令 6 中一第 2048 号、令和 7 年 3 月 25 日、京都府教育委員会
(2) 高等学校教諭一種免許状、令 6 高一第 2807 号、令和 7 年 3 月 25 日、京都府教育委員会
- 2 失効の事由
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号ニ）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 11 条第 1 項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

- 令和 8 年 5 月 14 日 大分県教育委員会
- 1 氏名、本籍地
佐藤与幸人、大分県
- 2 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日及び授与権者
(1) 幼稚園教諭 1 種免許状、平 29 幼 1 第 25 号、平成 30 年 3 月 20 日、大分県教育委員会
(2) 小学校教諭 1 種免許状、平 29 小 1 第 19 号、平成 30 年 3 月 20 日、大分県教育委員会
(3) 幼稚園教諭 2 種免許状、平 27 幼 2 第 84 号、平成 28 年 3 月 22 日、大分県教育委員会
(4) 小学校教諭 2 種免許状、平 27 小 2 第 20 号、平成 28 年 3 月 22 日、大分県教育委員会
- 3 取上げの事由
教育職員免許法第 11 条第 1 項（同法施行規則第 74 条の 2 第 8 号イ）該当
- 4 取上げ処分年月日 令和 8 年 4 月 22 日

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・人相・体格・特徴等不詳、着衣及び所持品はなし
上記の者は、令和 8 年 2 月 19 日午前 0 時 7 分に火災通報のあった下妻市五箇 81 番地 1 フクモト株式会社作業場兼社員寮（推定）にて、全身を高度炭化し、仰向けで倒れている状態で発見されました。死因は焼死。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は市内下妻乙 1035 番地の多宝院に保管してあります。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。
令和 8 年 5 月 14 日
茨城県 下妻市長 須藤 豊次

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

札幌市中央区南一条西二丁目三番三十九号

株式会社ベア

代表清算人 小林 捷真

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

札幌市豊平区平岸一条二丁目六番一―一〇

二号 株式会社寺崎建築設計事務所

代表清算人 寺崎 博

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

北海道沙流郡日高町富川北六丁目二番

有限会社総合防災商事

清算人 宮野 恵利

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七―一―条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

仙台市青葉区みやぎ台一丁目一〇番一―号

株式会社東洋ビル建設

代表清算人 藤藤 良樹